

バリアフリー法^(※1)に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等(動く通路、スロープ、エレベーター等)の整備並びに認定特定建築物等^(※2)への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

交付対象事業者：

- ・地方公共団体、民間事業者、協議会等

交付内容：

■移動システム等整備事業

- ・基本構想等の策定
- ・屋外の移動システム整備
(スロープ、エレベーター等)
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備(市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース
(広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等)等

■認定特定建築物等整備事業

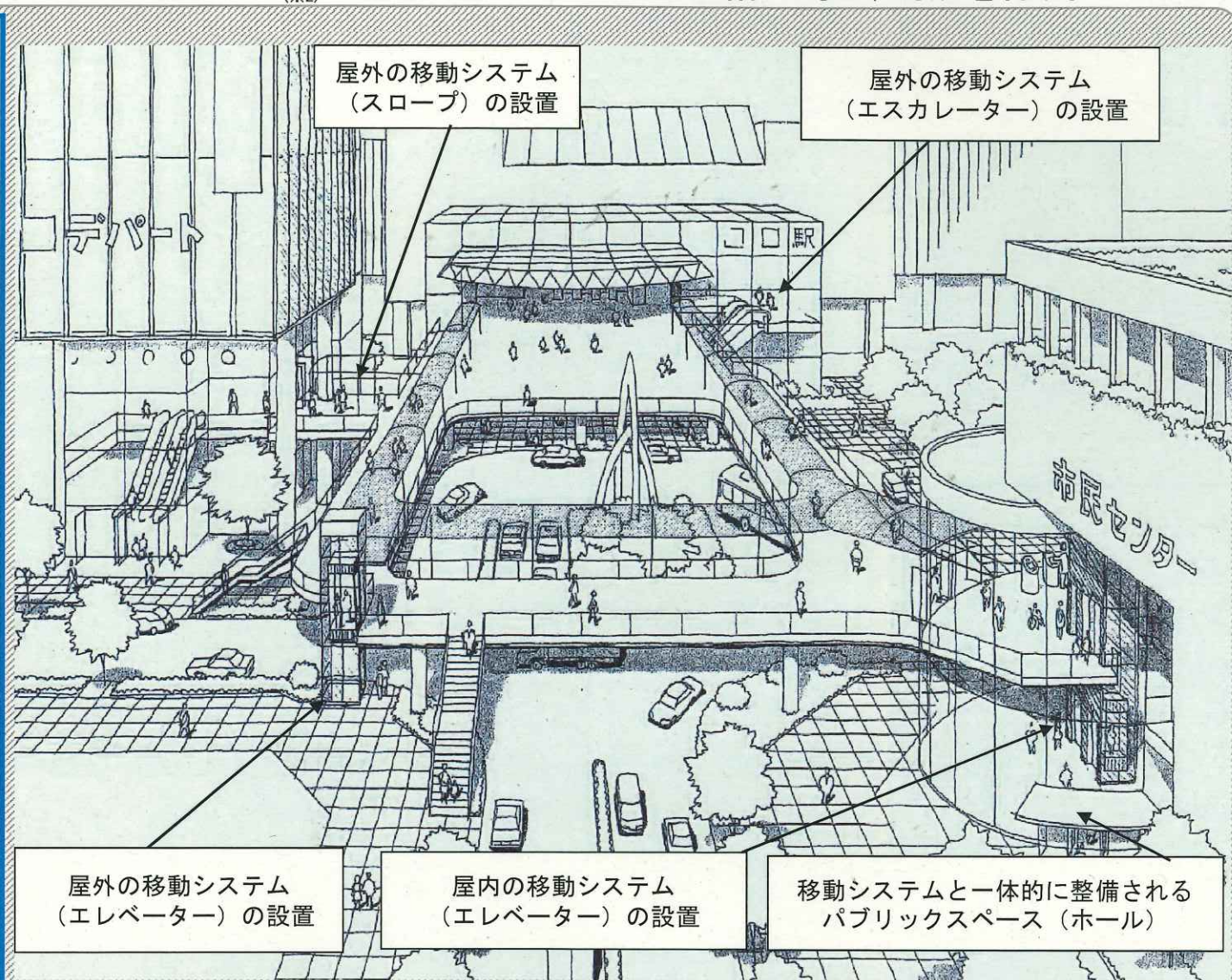
- ・屋外の移動システム整備(建築物敷地内の平面経路に限る。)
- ・屋内の一定の移動システム整備(商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。)
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等

交付率：

- ・地方公共団体又は協議会等が施行者の場合
国：1/3、地方：2/3
- ・民間事業者が施行者の場合
国：1/3、地方：1/3、民間：1/3

※1 平成22年度より原則社会資本整備総合交付金により実施

※2 地方公共団体は移動システム等整備事業のみ実施可能



※1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日法律第91号)」をいう。

※2 バリアフリー法第17条第3項に規定する建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものとして所管行政庁の認定を受けた建築物及び同法第14条第5項に規定する特別特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの(以下「既設の特別特定建築物」)をいう。ただし、既設の特別特定建築物に関する整備に対する補助は、平成32年度までに着手されたものに限る。競技会場へのアクセス経路に面した区域等を対象とする。